

**居宅介護支援事業所の皆様へ  
～下記の場合はケアプラン等(写)の提出をお願いします～**

### 1. 暫定利用

- 対象者・・・新規申請で暫定利用をする方

更新申請や区分変更申請にて、要支援から要介護（要介護から要支援）に変更になる可能性があり、暫定的に介護サービスを利用する方。または更新の認定結果が更新有効期限内に確定しない場合

- 提出物・・・①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの  
②サービス担当者会議の要点（第4表）

※認定結果が不透明な場合は、極力介護・予防の両方のプランを作成し提出してください。

### 2. 通院等乗降介助

- 対象者・・・新規またはケアプランの変更により、初めて通院等乗降介助が必要となつた方（プランの見直し等により引き続き継続利用する方は提出の必要はありません。）

- 提出物・・・①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの  
②サービス担当者会議の要点（第4表）

※算定にあたっては、総合的な援助の一環として下記の3点をケアプランに記載してください。

- ア. 通院等に必要であることと車両への乗降が必要な理由
  - イ. 心身の状況から乗降時の介助を要すると判断した旨
  - ウ. 解決すべき課題に応じた他の援助とバランスがとれていること

### 3. 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所

- 対象者・・・要介護認定有効期間の半数を超えて短期入所を利用しようとする方
- 提出物・・・①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの

②要介護認定有効期間の半数を超える短期入所利用予定者の状況報告書

※さぬき市では、施設入所待ちの場合は要介護認定期間の半数を超える短期入所を認めています。

報告書の入所待機順位と入所待機施設名は必ず記入して下さい。また有効期間の半数を超える月に提出して下さい。

※ その他、保険者よりケアプランの提出を求められた際は提出をお願いします。